

ネバダ州と日本の経済・ビジネス交流のさらなる発展に向け、 組織を再構築（ネバダ日本商工会議所）

2026 年 6 月 5 日、ラスベガスの Konami Gaming にて、「第 1 回 ネバダ日本商工会議所・ビジネスミーティングおよび懇親会」が開催された。10 年前に休会となっていたが、再度、立ち上げた形となる。

本会は、ネバダ州と日本の経済・ビジネス交流のさらなる発展を目的として実施され、企業関係者および地域リーダーに加え、在サンフランシスコ日本国総領事館、ジェトロ・ロサンゼルス事務所の関係者も参加し、多方面にわたる交流と意見交換の機会となった。

当日は、ネバダ日本商工会議所の再構築に関する説明が行われた後、Konami Gaming による企業紹介および施設見学が実施され、参加者は同社の事業内容および現地拠点の取り組みについて理解を深めた。

続いて、キャスリーン・ブレイクリー在ラスベガス日本国名誉総領事より挨拶が行われ、当地における取り組みおよび日米間の関係強化について言及があった。また、在サンフランシスコ日本国総領事館の安藤直樹領事からは政策的観点に基づく情報共有が行われ、地域における日系企業支援の重要性が示された。さらに、ジェトロ・ロサンゼルス事務所の梶田朗（元）事務所長、堀永卓弘（元）ディレクターより、ネバダ州進出に関する基礎情報およびビジネス展開のポイントについて説明がなされた。（下記資料）

その後の懇親・名刺交換の時間では、軽食を交えながら活発な意見交換が行われ、参加者間のネットワーク構築が進展した。

本会合は約 4 時間にわたり実施され、説明、講演、施設見学、交流を通じて、実務的かつ実践的なビジネス交流の場となった。

今後は、第 2 回勉強会および交流会を本年秋または冬に開催する方向で調整が進められている。ネバダ州政府関係者、地方自治体関係者ならびに海外商工会議所関係者を招き、各地域における支援体制および連携の在り方について議論を行う予定である。

ネバダ日本商工会議所は今後も、ネバダ州と日本を結ぶビジネス・経済・文化交流の架け橋として、ネットワーク構築および活動のさらなる発展を目指していく方針である。

<https://www.jetro.go.jp/newsletter/losangeles/2026/NV.pdf>

ラスベガスの経済概況

各種インセンティブ

分野	概要	条件・申請方法
売上税および使用税の控除 Sales and Use Tax Abatement	州内での設備投資額や雇用数などの条件をクリアして州政府から許可された企業が対象。製造などに必要となる機材購入などにかかる売上税や使用税を2%まで軽減することが可能。	https://goed.nv.gov/wp-content/uploads/2024/07/Tax-Abatement-Overview-May-2024-1.pdf
事業税の軽減 Modified Business Tax Abatement	事業税を最大50%まで軽減。ネバダ州で5年以上の事業継続にコミットメントするなどして州政府が許可した企業のみ適用。	https://goed.nv.gov/wp-content/uploads/2024/07/Tax-Abatement-Overview-May-2024-1.pdf
個人資産税の控除 Personal Property Tax Abatement	10年にわたり個人資産税を最大50%軽減。	https://goed.nv.gov/wp-content/uploads/2024/07/Tax-Abatement-Overview-May-2024-1.pdf
リサイクル企業向け減税 Real Property Tax Abatement For Recycling	エネルギー資源の保護やリサイクルを主要業務とする企業に対して固定資産税を最高50%まで減税。たとえば当該企業が使用する原材料の50%以上をリサイクルされた材料を用いていることなどが条件。	条件: https://goed.nv.gov/incentives/ 申請は地域の下記地域の窓口担当を通して行う。 https://goed.nv.gov/regional-development-authorities/
データセンター企業向け減税 Data Center Tax Abatement	州内でデータセンターを運営する企業は10年間、最大75%までの固定資産税の減税が受けられる。認められた機器の購入などにかかる売上税及び使用税についても2%まで軽減。	条件: https://goed.nv.gov/incentives/ 申請は地域の下記地域の窓口担当を通して行う。 https://goed.nv.gov/regional-development-authorities/
10億ドルおよび35億ドル投資減免措置 \$1B Investment and \$3.5B Investment Abatements	大規模な投資を行う企業が対象。具体的には、企業が新しい施設や設備の設置、大規模な事業拡大を行う場合に、売上税・使用税、その他の税の減免が受けられることが可能。売上税・使用税は投資先のカウンティによって15年間4.6%~6.125%の減税レートが適用されるなどの措置がある。	条件: https://goed.nv.gov/incentives/ 申請は地域の下記地域の窓口担当を通して行う。 https://goed.nv.gov/regional-development-authorities/
航空機メーカー向け減税 Aviation Parts Abatement	ネバダ州に進出または事業を拡大する航空機メーカーが対象。設備購入に際し最長10年間、最大2%までの売上税・使用税の減免や50%を超えない範囲で個人財産を減税対象に。	条件: https://goed.nv.gov/incentives/ 申請は地域の下記地域の窓口担当を通して行う。 https://goed.nv.gov/regional-development-authorities/

〔資料〕 州政府ウェブサイトなどに基づき作成。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

1

ラスベガスの経済概況

会社設立手続き上の留意点

- ✓ ネバダ州の会社設立はネバダ州務長官事務所が管轄
<https://www.nvsos.gov/sos/businesses/start-a-business>



留意点

ネバダ州のビジネスとして登録後、市レベルでのライセンス、登録を必ず行う。
例：ネバダ税法により事務所が存在する、所有やリースする建物が存在する郡にそのリストを届け出ることが義務づけられている。

州、郡、市レベルで取得する必要のある各種ライセンス、ゾーニングを確認する。州務長官事務所のオンラインポータル（<https://www.nvsilverflume.gov/startBusiness>）から会社登録の申請を行っていただければゾーニングについてもチェックできるようになっている。

一般的にネバダ州は安価に簡単にビジネス設立ができるといわれているが、州、郡、市レベルそれぞれの規定を確認。

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

2

以上

ネバダ日本商工会議所ホームページ

<https://www.jbcnv.com>

メールアドレス：info@jbcnsn.com

（ネバダ日本商工会議所代表 下川路 功（しもかわじ いさお））